

英国教会の政治と礼拝様式の制定、ならびに誤った中傷と解釈からの同教会の教理の擁護とそれらの一掃のために議会の諮問を受ける、学識と敬虔に富む神学者と他の人々から成る会議を召集する、議会上・下両院議員による条例

一六四三年六月一二日

全能の神がわが国民に与えたもうた限りない祝福の中で、われらの宗教の純潔以上にわれらにとり大切なものは現になく、またありえないが、それゆえにこそ、これまで達成されたよりもさらに完全な改革が必要である多くの要素が、わが教会の礼拝様式、規律、政治になお残っていること、また、議会上・下両院議員は、大主教、その尚書院長、主教代理、司祭長、主教座聖堂参事会員、大執事、およびこの位階制に依拠せる他の教会的役職者による現在の教会政治は、邪惡で、王国にとりまきに有害かつ重荷で、宗教の改革と発展の一大障害となっており、わが王国の国家と政治をひどく損なうものであることをすでに宣言し決定し、それゆえわれわれは、それを除去し、神の聖なる御言葉にもっともよくかない、国内の教会の平和と、スコットランド教会ならびに諸外国の改革派教会との一層の合意を獲得し保持するのにもっともふさわしい政治を、わが教会の中に制定する所存であり、そのすみやかな遂行と、すべての誤った非難・中傷からの英国教会の教理の擁護およびそれらの一掃のため、学識、敬虔、思慮に富む神学者たちの会議を召集し、彼らに議會両院を代表する議員とともに、両院またはいずれかの院が課す上記の問題と事柄に関して、協議と助言にあたらせ、求めに応じてそのつど、その助言と勧告を両院もしくはいずれかの院に提出せしめることが、適切かつ肝要であると考えられること、以上のことにかんがみ、今議會に会せる上・下両院議員は、以下のごとく定める。すなわち、本条例において指名される下記の者（一五一名の名がここに列挙されているが、省略）、および以後両院により指名され任命される他の人ないし人々、す

なわち、以上の人々のうち病氣や他のやむをえざる障害により妨げられない者は、全員、すべて會議に參與すること、そしてまず、議會兩院それぞれにおいて出された、兩院書記の署名のある召集状に基づき、われらの主の一六四三年七月一日、ウェストミンスターのヘンリー七世チャペルと呼ばれている礼拝堂に參與することが、要請され命じられる。各会合は少なくとも四〇名をもつてなされなければならないが、第1回会合のあとの集まる時と場所は、いづれ知らせること、また本會議は、議會兩院の指示に従って解散されること、とする。また前記の者、すなわち會議に参加する者は、今議會の期間中、もしくは兩院により別の決定がなされるまで、英國教会の礼拝様式、規律、政治に関する、兩院ないしはそれかの院から提起されるかぎりの問題と事柄について、同教会の教理をすべての誤った中傷と誤解から擁護し、それらを一掃するため、互いに相談し取り扱い、議會の兩院もしくはそれかの院の求めに応じ、そのつど指定された仕方、前述の問題について、神の御言葉にもっともかなう意見、助言を、兩院またはそれかの院に届ける権限と權威を有し、それゆえ、そのつどかくなすことが命じられるのであるが、しかしまた彼らは、議會の兩院またはそれかの院の同意なしに、印刷、書きもの、その他の手段で、會議の内容を漏洩してはならない。さらにわれらは、前述の權威により、以下の如く定める。すなわち、本會議の議長には、神學博士ウィリアム・トウイスが就任することとするが、万一同人が死去したり、病氣またはやむをえぬ障害により妨げられる場合には、兩院の同意を得た他の者をその代わりに任命することとし、さらに、會議に集まった前記の者の間に、前述のようにして彼らに提起されたいかなる問題についてであれ、何らかの意見の相違が生じる場合、彼らはそれを、その理由を添えて、その件に欠くことのできない一層の指示を受けるため、兩院もしくはそれかの院に、それぞれ提出することとする。またわれらは、前述の權威により、以下の如く定める。すなわち、さきの神學者たちとそのおのが前記の奉仕にあたるに際し、

その手当てと費用として、定められる出席期間およびその前後の一〇日間、出席者各自に、一日あたり四シリングを国家の負担で、議会両院が定める時期と方法に従って与えることとする。さらにまた、以下の如く定める。すなわち、前述の如く会議への参加を要請され命じられた全神学者は、それぞれ、前記の奉仕に加わるため、あるいはそれに関して、彼あるいは彼ら、もしくは誰かの、一つの教会、いくつかの教会、あるいは、管轄教区に、非居住もしくは不在であることに由来し、増大しかねない、どのような侮辱、失権、科料、損失あるいは損害も、加えられてはならず、また責任を問われることもない。たとえ非居住に関する何らかの法律あるいは法令や、彼らにそれぞれの牧師としての務め、あるいは責任にあたるよう命ずる他の法律あるいは法令が、その反対のことを規定していても、そうである。なお上に名を挙げた人々のうち誰かが、議会両院の通達により前記の会議が解散されるまえに死去する場合には両院により適当と考えられ合意された人もしくは人々を、死去した人もしくは人々の代わりに指名し据えることとし、また、かく指名された人もしくは人々は、それぞれ、いかなる点でも他の人々と同一の権限と権威、免除と免責を有し、かつ彼または彼らの出席の期間の所定の奉仕に対しては、本条例において名を挙げられた他のいかなる人とも同じく、本条例により規定され指定されている全報酬と支給金が与えられるものとする。ただし、本条例およびその中に含まれるいかなる事項も、前記の人々あるいはそのうちのいかなる者に対してであれ、どのような教會的管轄権、権力あるいは権威、もしくはここにとくに明記されていない他のいかなる権限も与えるものではなく、また本会議の議員は、かかるものを行使しようとしてはならない。

〔嚴肅な同盟と契約〕

宗教の改革と擁護、国王の名誉と幸福、ならびにイングランド、スコットランド、
アイルランド三王国の平和と安全のための、嚴肅な同盟と契約

われらイングランド、スコットランド、アイルランド三王国の貴族、男爵、ナイト爵、ジェントルマン、市民、代議員、福音の役者、全階層の庶民は、神の御摂理により一人の国王のもとに暮らし、一つの改革された宗教を有しており、神の栄光とわれらの主にして救い主なるイエス・キリストの王国の進展、国王陛下と彼の子孫の名誉と幸福、三王国の真の公共的な自由、安全、平和—そこに各人の状況がかかっているであるが—を目の当りに見、宗教の改革以来の、至る所での、ことにこれら三王国における、真の宗教とその告白者に反対する神の敵どものさまざまな背信的で血まみれの陰謀、謀略、企て、策略を思い起こし、また彼らの狂気、力、逆上が最近、そしていまこのとき、どれほど増大しびまんしているか—アイルランドの教会と王国のさんたんたる状況、イングランドの教会と王国の窮迫した状況、スコットランドの教会と王国の危険な状況こそ、その明々白白たる証拠である—を思い起こすものである。それゆえわれらは（今やついに）、嘆願、抗議、異議、受難といった他の手段を尽くしたのち、われら自身とわれらの宗教を完全な破滅と崩壊から守り抜くため、三国におけるいにしえからの推賞すべき方途と諸外国における神の民の模範に倣い、慎重に熟慮した末、相互の嚴肅な同盟と契約に入ることを決意し、決定し、これによってわれら全署名者とわれら各自おのおのは、われらの手をいと高き神に向かって挙げ、以下のことを固く誓約する。

I

われらは、われらの共通の敵どもに對して、教理、礼拝、規律、政治の点で、スコットランド教会の改革された宗教を保持すること、イングランド、アイルランド両王国の宗教を、神の御言葉と最良の改革派諸教会の模範に従つて、教理、礼拝、規律、政治の点で改革することに、それぞれの場所と召命において、神の恵みにより、心から、真実に、絶えず努める。またわれらは、われらとわれらののちの子孫とが、兄弟として信仰と愛のうちに生き、主がわれらのただ中に住むことをよしとし給うために、三王国の神の教会を、宗教、信仰告白、教会政治の形態、礼拝と教理問答教育の指針において、できるかぎり近づけ、統一することに努める。

II

われらは、他の人々の罪に加わり、それによって彼らの受くべき罰をこうむる危険を冒さぬよう、また三王国において主は一つ、主の名は一つと言えるようにするために、教皇制、主教制（すなわち、大主教、主教、補佐主教、司祭長、主教座聖堂参事会、大執事、およびかかる位階別に依拠せる他のすべての役者による教会政治）、迷信、異端、分裂、冒瀆、および健全な教理と敬神の力に反することが明らかなすべてのものを根絶することに、いちように、人間を顧慮せずに努める。

III

われらは、議会の権利と特権ならびに三王国の自由を保持すること、さらに、世界が、われらが

忠誠心をもち、国王陛下の正当なる権限と威光を減じようとする考えも意図も持たないことを、われらの良心とともにあかししてくれるように、三王国の真の宗教と自由の保持と擁護にあたつては、国王陛下の御身と權威を保持し擁護することに、それぞれ召されたところにおいて、同じ誠実、眞実、一貫性をもって、われらのもてるものと全生命をあげて、互いに努める。

IV

われらはまた、この同盟と契約に反して、宗教の改革を妨げ、国王を彼の民から、三王国の一つを他の国から分かち、あるいは民のあいだに徒党、党派を作るなどして、これまで扇動者、悪質分子、あるいは邪悪な器であつたり、これからそうなる者すべてを、公的な裁判にかけ、彼らの罪の程度に応じ、また、両王国それぞれの最高法廷、ないし、そのためにそれらから権限を与えられた他の法廷が、ふさわしいと判断したところに従つて、適当な罰を加えるため、そうした人々を発見することに誠心誠意努める。

V

そして、以前われらの父祖には拒まれていた、われらの王国間の貴い平和という幸いが、神の良き摂理によつてわれらに与えられ、最近両議會により合意され締結されたゆえ、両議會が子々孫々まで揺るがぬ平和と一致に堅くとどまり、それに故意に反対する者らには、さきの諸項に言われているとおり、正義を行うことに、われらはおのおの、われらの置かれた立場と関心に従い、努める。

われらはまた、われらの置かれた立場と召しに従い、王国の宗教、自由、平和という共通の大義のため、この同盟と契約に加わるすべての者を、その維持と追求において助け擁護し、さらに、われらは自らが、直接的にであれ間接的にであれ、いかなる連携、説得もしくは脅迫によっても、神の栄光と三王国の利益、国王の名誉にかくも密接にかかわるこの大義について、相手方に寝返るためであれ、嫌悪すべき無関心ないし中立に身を置くためであれ、この貴い一致と団結から分離し身を引くことは決してせず、かえってわれらの全生涯のあいだ、あらゆる反村に抗して熱心に、変わることなく、そこにとどまり続け、一切の妨害および障害に抗して、われらの力のかぎりそれを促進させ、そしてわれらは、自ら抑え克服できぬことは、それが遠からず防がれ除去されるよう、それを明らかにし、知らせる。すべてこれらのことをわれらは神の御前で行う。

さらに、われらの王国は多くの罪と、神と神の御子イエス・キリストの怒りを買うことをなしているゆえ—それはその実であるわれらの現在の窮状と危険により、あまりにも明らかである—われらは、そのわれら自身の罪とわれらの王国の罪のゆえに、へりくだらされたいとの、われらの偽らざる願いを、神と世界の前に告白し明言する。とくに、われらが福音のはかり知ることのできない祝福をそうすべきほど重んじてこなかったこと、われらがその純潔と力のために労してこなかったこと、そしてまた、われらの心の中にキリストを受け入れることにも、われらの生活の中で彼にふさわしく歩むことにも努めてこなかったこと—それらがわれらのあいだにかくも満ちている他のさまぎまな罪と過誤の原因であるが—これらのことを告白し、明言する。また、主が彼の怒りと大いなる憤りとを鎮め、われらの教会と王国を真理と平和のうちに確立してくださるために、われらの

生活を改め、各自が他の人のまえに真の改革の模範として歩むよう、われら自身とわれらの力と責任のもとにある他のすべての人が、公的にも私的にも、われらが神と人に対して負うすべての義務において努める、というわれらの真実の偽らざる目標、願い、努力を告白し明言する。そして、すべての人の心の秘密があらわにされるあの大きな日に、われらが答えるときと同様に、それを果たそうとする真実の意図をもって、われらはすべての人の心を探り知るお方、全能の神のみまえで、この契約を成すのである。したがってわれらは、ただひれ伏して、主がこの目的のために彼の聖霊によりわれらを強め、また、われらの願いと歩みを祝福して成功させてくださるように、そしてそのことが彼の民の救いと安全保障となり、反キリストの圧制のくびきのもとにあり、あるいはその危険性の中にあつてうめき苦しんでいる諸キリスト教会が、神の栄光とイエス・キリストの王国の拡大、キリスト教の王国、共和国の平和と平穩のため、同一の、または類似の連合と契約に加わるための励ましともなるように、切に祈るものである。

・松谷好明「ウエストミンスター神学者会議の成立」(一麦出版社)

P 181
- 185